

日本の調停制度の歴史2

国内の調停制度の歴史・戦後1

■昭和(戦後)

- 労働委員会(1946)。※行政型ADR。集团的労使紛争。
- 家事審判法(1947)。民事調停法(1951)。
- 建築工事紛争審査会(1956)。※行政型ADR。
- 調停に代わる裁判の違憲判決(1960)。
- 国民生活センター(1968)。※消費者保護のあっせん
手続。
- 公害等調整委員会(1970)。
- 民事調停法改正(1974)。※調停委員の選考・処遇の
改善等。
- (財)日弁連交通事故相談センター(1967)。(財)交通
事故紛争処理センター(1978)。

国内の調停制度の歴史・戦後2

■平成

- 第二東京弁護士会仲裁センター(1990)。
- 製造物責任法(1994)。PLセンター設立へ。
- 阪神淡路大震災(1995)。近弁連のプログラム。
- 特定調停法。個別労働関係紛争解決促進法(1999)。
- 司法制度改革審議会意見書(2001)。
- 労働審判法(2004年成立、2006年4月施行)。
- ADR法(2004年11月成立、2007年4月施行)。
- 国民生活センターADR(2008)。
- 金融ADR(2009)。
- 家事事件手続法。原子力損害賠償紛争解決センター。
仙台弁護士会震災ADR。(2011)
- ハーグ調停(2013)。

日本のADRの歴史の特徴

- 戦前からの連続性。
 - 調停制度への警戒・反省の位置？
- 社会的事象に対する対処療法的制度設置。
- 司法型、行政型の民間型に対する先行。